令和６年度飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校消防用設備等点検業務契約書（案）

長野県飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校長 宮澤　直哉（以下「発注者」という。）と受注者 〇〇○○○〇○○〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校の消防用設備等の点検業務に関する契約を締結する。

（総則）

第１条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第１条の２ 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（点検業務）

第２条 点検業務の名称等は、次のとおりとする。

1. 業務の名称 令和６年度飯田ＯＩＤＥ長姫高等学消防用設備等点検業務
2. 業務の対象施設　飯田市鼎名古熊2535-2　飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校
3. 業務の内容 別添「飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校消防用設備等定期点検業務仕様書」のとおり

（履行期間）

第３条 点検業務の履行期間は、契約日の翌日から令和７年３月31日までとする。

（点検実施時期）

第３条の２ 点検の実施時期は、次のとおりとする。

1. 前期 令和６年８月１日から令和６年８月30日まで
2. 後期 令和７年３月１日から令和７年３月31日まで

（点検料）

第４条 点検料は、年額○○○,〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○○,〇〇〇円）

（契約保証金）

○契約保証金の納付を免除する場合（過去２年間の２回以上の履行実績を有する又は契約金額100万円未満であり、かつ履行確実と認められる場合）

第５条 契約保証金は、○○○円とし、その納付は免除する。

２ 受注者はこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

○契約保証金の納付を免除する場合（保険会社の履行保証保険の場合）

第５条 契約保証金は、○○○円とし、その納付は免除する。ただし、受注者はこの契約の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結後、その保険証券を発注者寄託しなければならない。

|  |
| --- |
| ○契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合。  第５条 契約保証金は、○○○円とし、受注者はその納付に代えて発注者に対して次の担保を提供する。  国債 記号○○○号 番号○○○号 額面○○○円  ２ 発注者は、受注者がこの契約の履行を完了し、検査の確認をしたときは、 やかに前項の担保を返還するものとする。 |

○契約保証金を現金で納付する場合

第５条 受注者は、契約保証金○○○円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

* 1. 発注者は、受注者がこの契約の履行を完了し、検査の確認をしたときは、 やかに契約保証金を返還するものとする。
  2. 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（点検業務の処理方法）

第６条 受注者は、別添の飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校消防用設備等点検業務仕様書に基づき点検業務を

実施しなければならない。

２　受注者は、前項の仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受け点検業務を実施しな

ければならない。

３　受注者は、仕様書に基づき点検実施計画書を作成したとき又は点検員を定めたときは、それぞれ

の旨を発注者に届出なければならない。

４　受注者は、発注者から請求があったときは、点検業務の進捗状況について発注者に報告しなければ

ならない。

（点検実施報告及び検査）

第７条 受注者は、点検の都度、点検結果報告書を発注者に提出しなければならない。

1. 発注者は前項の報告書の提出があったときは、受注者の立会の上でその検査を行うものとする。
2. 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格になったときは、発注者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
3. 前２項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

（点検料の支払）

第８条 第４条の点検料は、次による２回払いとする。

* 1. 前期分 ○○○,〇〇〇円
  2. 後期分 ○○○,〇〇〇円

２　受注者は、前期分、後期分それぞれの報告書を発注者に引き渡したときに、発注者に対して点検料

を請求するものとする。

３　発注者は、前項の適法な支払いの請求があった日から30日以内に点検料を受注者に支払うものと

する。

（業務の引継ぎ）

第９条 この契約が失効するとき若しくは第16条又は第16条の2の規定により解除されるときは、受注者は発注者の指定する第三者に点検業務の引継ぎを行うものとする。

（危険負担）

第10条 第７条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第11条 受注者は、成果品の引渡し後１年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

（権利義務の譲渡、継承）

第12条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（再委託の禁止）

第13条 受注者は、点検業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（使用物品等）

第14条 点検業務に必要となる機材については、受注者の負担とする。

1. 点検業務に伴う光熱水費については、発注者の負担とする。
2. 受注者は、点検業務において部品交換又は機器取替の必要が生じた場合は、発注者に協議するものとする。

（契約内容の変更）

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、点検業務内容を変更することができる。

２　前項の場合、発注者と受注者が協議の上、点検料、履行期間その他の契約内容を変更するものと

する。

３　発注者は、第１項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければなら

ない。

（契約解除）

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

* 1. 受注者が、第３条に規定する期間内に点検業務を履行しないとき又は履行することができないことが明らかに認められるとき。
  2. 受注者が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けた場合。

前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

* 1. 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第16条の２ 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

* 1. 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
  2. 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45 号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約の解除）

第16条の３ 発注者は、この契約の受注者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受注者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

２ 発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第17条 受注者は、その責に帰すべき事由により、発注者が指定する期限までに点検業務を履行しないとき又は発注者が指定する期限までに点検結果報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から点検業務を履行した日又は点検結果報告書を提出した日までの日数に応じ、点検料に対し年２.５パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

1. 発注者は、その責に帰すべき事由により、第８条第２項に規定する期限までに点検料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、点検料に対し年２.５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
2. 受注者は、第11条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。
3. 受注者は、第16条及び第16条３までの規定により契約が解除されたときは、第５条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
4. 発注者は、前項の場合において、第５条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
5. 受注者は、第１項又は第４項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第18条 受注者は、第16条の２の各号の一に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第１号の場合において命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

２ 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを防げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第19条 受注者は、当該契約に係わる業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第20条 この契約に定めない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者協議のうえ解決するものとする。

（秘密の保持）

第21条 発注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（Ａ）この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

（Ｂ）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者と受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

［注］（Ａ）は紙の契約書を作成する場合、（Ｂ）は電子契約を行う場合に使用する。

令和６年４月　 日

発注者　長野県飯田市鼎名古熊2535-2

　　　　長野県飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校

　　　　　校長　宮澤　直哉

受注者　〇〇市〇〇 〇丁目〇〇〇番地

〇〇○○○〇 ○○ ○〇